

令和3年第6回平川市教育委員会会議録（概要）

1. 開催日時 令和3年6月22日（火）午後1時30分
2. 閉会日時 令和3年6月22日（火）午後2時30分
3. 場 所 平川市尾上分庁舎 庁議室
4. 出席者 (教 育 長) 須々田孝聖
(1 番委員) 工藤泰子 (2 番委員) 加藤恒有
(3 番委員) 中嶋静賢 (4 番委員) 葛西万博
(5 番委員) 工藤甚三
5. 欠 席 者 なし
6. 署 名 者 (3 番委員) 中嶋静賢 (4 番委員) 葛西万博
7. 説 明 者 三上事務局長、田中学校教育課長、工藤指導課長、
加藤生涯学習課長、高阪スポーツ課長兼学校給食センター所
長
8. 会議録作成者 葛西学校教育課長補佐、工藤学校教育課主事
9. 議事
 - (1) 臨時代理の報告
報告第12号 放棄した私債権の報告について
報告第13号 令和3年度教育費等4月補正予算について
報告第14号 令和3年度教育費6月補正予算について
報告第15号 工事の請負契約について
 - (2) 議案
議案第15号 平川市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

10. 各課からの報告

- (1) 日程等
- (2) その他

①令和4年度以降の成人式について

11. 会議の大要

午後1時30分に教育長が開会を宣言する。会期を1日とし、会議記録署名委員を前項6のとおり指名する。臨時代理の報告4件、議案1件を審議した。

12. 会議の状況

| | |
|-----|--|
| 教育長 | <p>これより令和3年第6回平川市教育委員会を開会いたします。案件の説明者は教育委員会事務局長、及び各課長にお願いします。</p> <p>会議録記録者には学校教育課の葛西補佐、工藤主事にお願いします。</p> <p>委員及び説明者は、発言する際には挙手の上、議長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。</p> <p>日程第2、会議録署名委員の決定について議題とします。会議規則第23条に基づき、本委員会の会議録署名者は、3番中嶋委員、4番葛西委員を指名します。</p> <p>日程第3、会期の決定について議題とします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、本定例会の会期は、本日1日と決しました。</p> <p>日程第4、教育長報告に入ります。</p> <p>(1ページの要旨を説明)</p> <p>1ページ、教育長報告の中で、ご質問ありませんか。(一同なし)</p> <p>それでは日程第5、議事に入ります。今回は臨時代理の報告4件、議案が1件となっております。まず臨時代理の報告について議題とします。はじめに報告第12号 放棄した私債権の報告について、給食センター所長に説明を求めます。</p> |
|-----|--|

| | |
|--------------|--|
| 給食センター 所長 | (報告第12号 放棄した私債権の報告について説明。) |
| 教育長 | 本件について何か質問等ございませんか。 |
| 工藤(甚)委員 | 放棄した私債権の件数は13件と記載されておりますが、これは人数でしょうか。1人で何件も該当していたりするのでしょうか。 |
| 給食センター 所長 | 本件につきましては、人数にすると3名分となっており、1名で複数件の該当となっております。 |
| 教育長 | 他にありませんか。(一同なし)ないようですので、報告第13号については承認することとします。次に報告第13号 令和3年度教育費等4月補正予算について、学校教育課長に説明を求めます。 |
| 学校教育課長 | (報告第13号 令和3年度教育費等4月補正予算について説明。) |
| 教育長 | 報告第13号について何か質問等ありませんか。(一同なし)それでは、報告第13号は承認することとします。次に、報告第14号 令和3年度教育費等6月補正予算について、学校教育課長、指導課長、生涯学習課長に説明を求めます。 |
| 学校教育課長 | (報告第14号 令和3年度教育費6月補正予算について説明。) |
| 教育長 | 次に、指導課長に説明を求めます。 |
| 指導課長 | (報告第14号 令和3年度教育費6月補正予算について説明。) |
| 教育長 | 最後に、生涯学習課長に説明を求めます。 |
| 生涯学習課長 | (報告第14号 令和3年度教育費6月補正予算について説 |

| | |
|---------|---|
| | 明。) |
| 教育長 | 報告第14号について何か質問等ありませんか。 |
| 中嶋委員 | 弘前大学のリソースルームから支援員を派遣していただいているということでしたが、派遣される支援員は毎週同じ方なのでしょうか。それとも、大学院生ということでしたので、毎週違う方が支援に来ているということなのでしょうか。 |
| 指導課長 | 弘前大学リソースルームに所属している、資格を持っている先生1名、大学院生の支援員については、日本語指導を学んでいる学生で、2名の方が曜日を決めて支援に入ってきています。 |
| 教育長 | 他に質問等ありませんか。 |
| 工藤(甚)委員 | 今回のように、日本語支援が必要な児童生徒に対応したケースはこれまでもあったのでしょうか。また、支援員の方は資格を持っているということでしたが、どのような資格によりどのような方法で児童生徒の支援を行っているのでしょうか。 |
| 指導課長 | まず、今回のように日本語支援員の派遣を依頼した例は、当市では初めてであると認識しております。 また、初めての案件ということもあり、把握できていない点も多くありますが、授業内容に応じて教室への入り込みの支援や、別室での日本語指導などをおこなっています。 まだ支援が始まったばかりということもありますので、指導課でも学校の様子を見に行くなどしながら、状況を把握していきたいと思っております。 |
| 教育長 | 他に質問等ありませんか。(一同なし) 報告第14号は承認することとします。それでは次に、報告第15号 工事の請負契約について、学校教育課長に説明を求めます。 |
| 学校教育課長 | (報告第15号 工事の請負契約について説明。) |

| | |
|--------|---|
| 教育長 | <p>本件について何か質問等ございませんか。（一同なし）それでは報告第15号についても承認することとします。続いて、議事に入ります。議案第15号 平川市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、事務局長に、提案理由と案件の説明を求めます。</p> |
| 事務局長 | <p>（議案第15号 平川市スポーツ推進審議会委員の委嘱について説明。）詳細は、スポーツ課長に説明させます。</p> |
| スポーツ課長 | <p>平川市スポーツ推進審議会委員については、委員定数10名、任期が令和2年6月1日から令和4年5月31日までとなっております。今回、この委員のうち平川市連合PTAから推薦していただいている1名について、役職員の異動に伴い、新たな委員を委嘱するものであります。新たに委嘱する委員の任期につきましては、令和3年6月22日から令和4年5月31日までとなっております。</p> |
| 教育長 | <p>議案第15号について何か質問等ありませんか。（一同なし）それでは、議案第15号については承認してよろしいでしょうか。（一同異議なし）</p> <p>それでは日程第6、各課からの報告に入ります。はじめに、学校教育課の日程について、何か質問等ございませんか。（一同なし）次に、指導課の日程に入ります。</p> |
| 指導課長 | <p>指導課の日程について、2件追加いたします。まず、6月28日に「いじめ防止対策審議会」、これは5月24日に開催予定でしたが、定足数に満たないために急きょ延期となったものであります。次に、7月27日に「教職員全員研修講座」を開催します。これは昨年度中止したものであります。今年度はオンラインで実施します。</p> |
| 教育長 | <p>指導課の日程について、何か質問等ございませんか。（一同なし）続きまして、生涯学習課・図書館の日程について質問等ございませんか。（一同なし）それでは次に、スポーツ課の日程に入ります。</p> |

| | |
|--------------|--|
| スポーツ課長 | 日程について1点、訂正があります。7月の事業予定にありました青森県民体育大会ですが、県スポーツ協会より中止の連絡がありました。 |
| 教育長 | 他に質問ありませんか。（一同なし）次に、給食センターの日程について、質問等ありませんか。 |
| 工藤（甚）委員 | 6月17日「ふるさと産品給食の日」について、この日の給食で使用した県産品ないし市産品の全体に対する割合はどのくらいになるのでしょうか。 |
| 給食センター 所長 | ふるさと産品給食の日のみの県産品使用率というものは算出しておりませんでしたけれども、食育推進計画では、年間で使用率20パーセントを目標にしております。20パーセントというものはなかなか難しいものでありますが、令和2年度は年間で19.5パーセントの使用率でありました。 |
| 工藤（甚）委員 | わかりました。この日は特に県産品・市産品を多く使っているんだというムードが感じられればと思いました。 |
| 教育長 | 他にありませんか。（一同なし）それでは次に、令和4年度以降の成人式について、生涯学習課長、説明をお願いします。 |
| 生涯学習課長 | 令和4年度以降の成人式について、説明させていただきます。民法の一部改正により令和4年4月1日より成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることから、今後の成人式の在り方について、次のとおり方針案を作成いたしました。まず、式典の対象年齢はこれまで通り20歳、式典開催日もこれまで通り成人の日の前日とします。次に、式典の名称についてですが、これまで通りの「成人式」では、対象となる年齢が明確ではないため、今後検討し変更する予定としております。この件につきましては、委員のみなさまからもご意見を伺いながら、決定していこうと考えております。 |
| 教育長 | 質問等がありますでしょうか。（一同なし）ないようですので、本日の案件はすべて終了となります。 |

| | |
|--|--|
| | 7月の定例会についてお知らせします。7月の定例会は、7月27日午後1時30分からこの場所で開催することとします。 |
|--|--|